

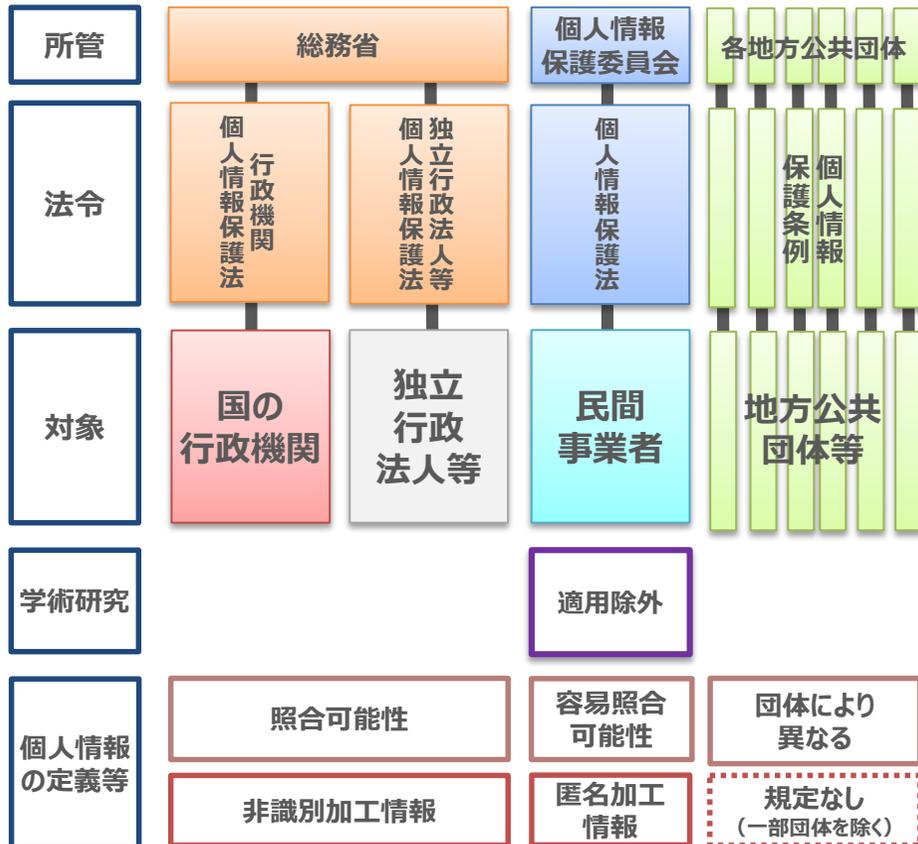
テーマ：今後の円滑なワクチン接種に向けた課題の整理
～令和3年改正個人情報保護法について～

令和3年11月8日
個人情報保護委員会事務局

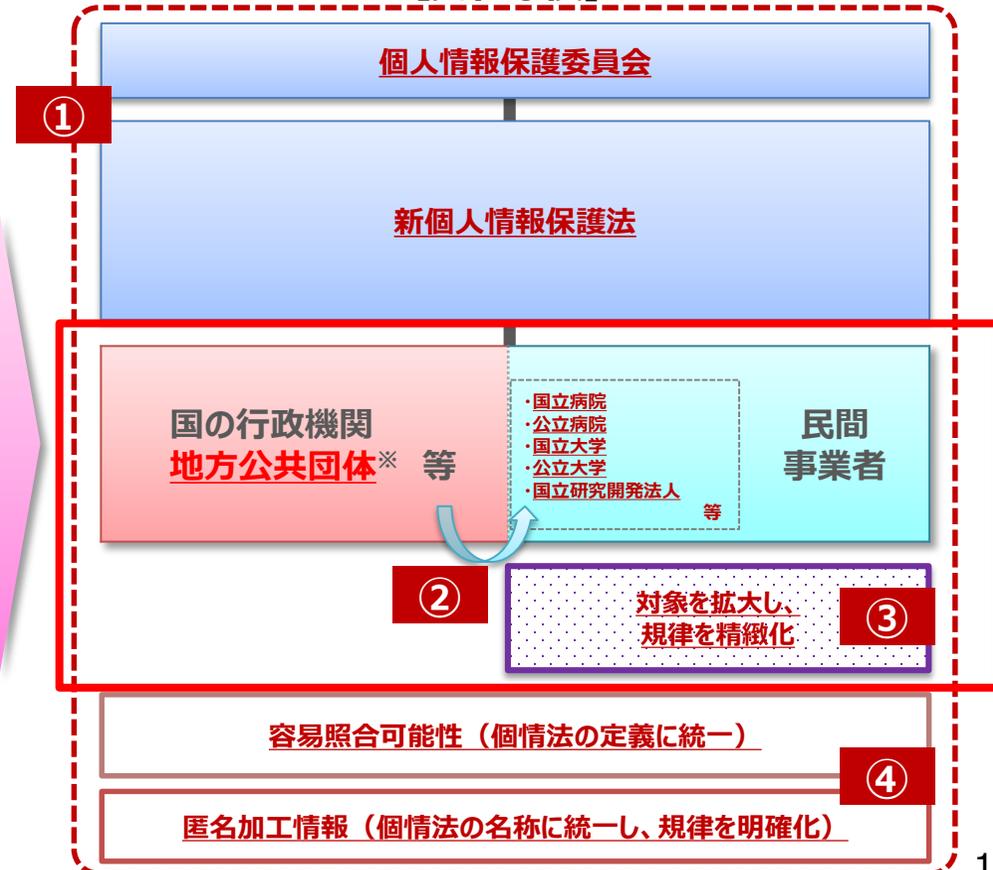
令和3年改正個人情報保護法の全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

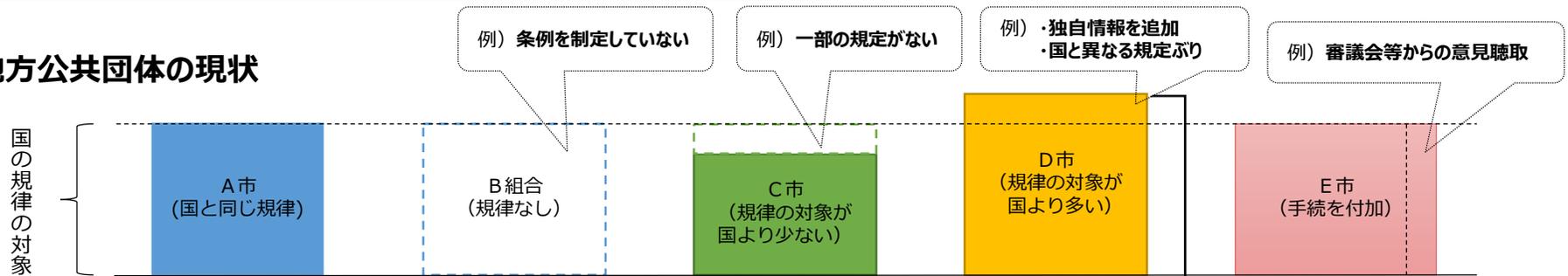
＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUIにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

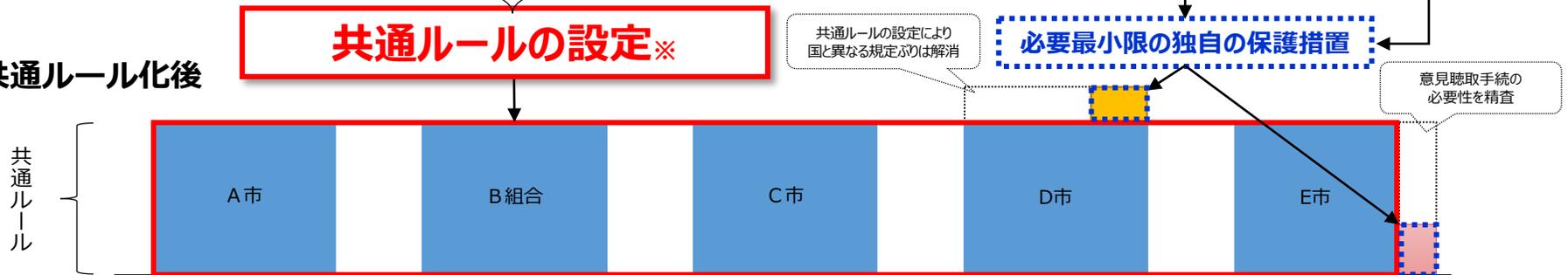
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・情報公開条例との整合性を確保するために開示請求における不開示情報の範囲を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

- 現在、地方公共団体における個人情報の取扱いは、各地方公共団体の条例により規定されている。
- 令和3年改正個人情報保護法の施行（令和5年春予定）後は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも法の規定が直接適用される。
 - 地方公共団体は、法の規定に基づき個人情報を取り扱う。
 - ※ 個人情報の保有や取扱いの主体が変わるわけではない。
 - 個人情報保護委員会は、法を所管する立場として、ガイドライン等を通じて一般的な法解釈を示すとともに、個別の照会等に対応する。
- 地方公共団体は、個人情報保護委員会に対し、情報提供等を求めることができる。

(原則)

- 法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供してはならない。
 - 利用目的の範囲内の提供や、「法令に基づく場合」であれば可能

(例外)

- 法第69条第2項各号に該当するときは、提供することができる。
 - 他の公的機関に提供する場合において、提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ、利用することについて「相当の理由」があるとき（第3号）
 - ただし、法第69条第2項各号に該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供することができない。

※ 「法令に基づく場合」や「相当の理由」に該当するか否かの判断は、個別具体的に行われる。

関係条文

(個人情報保有の制限等)

第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その**利用目的をできる限り特定しなければならない。**

2～3 (略)

(利用及び提供の制限)

第69条 行政機関の長等は、**法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。**

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、**次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。**ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 **他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合**において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、**当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。**

四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。